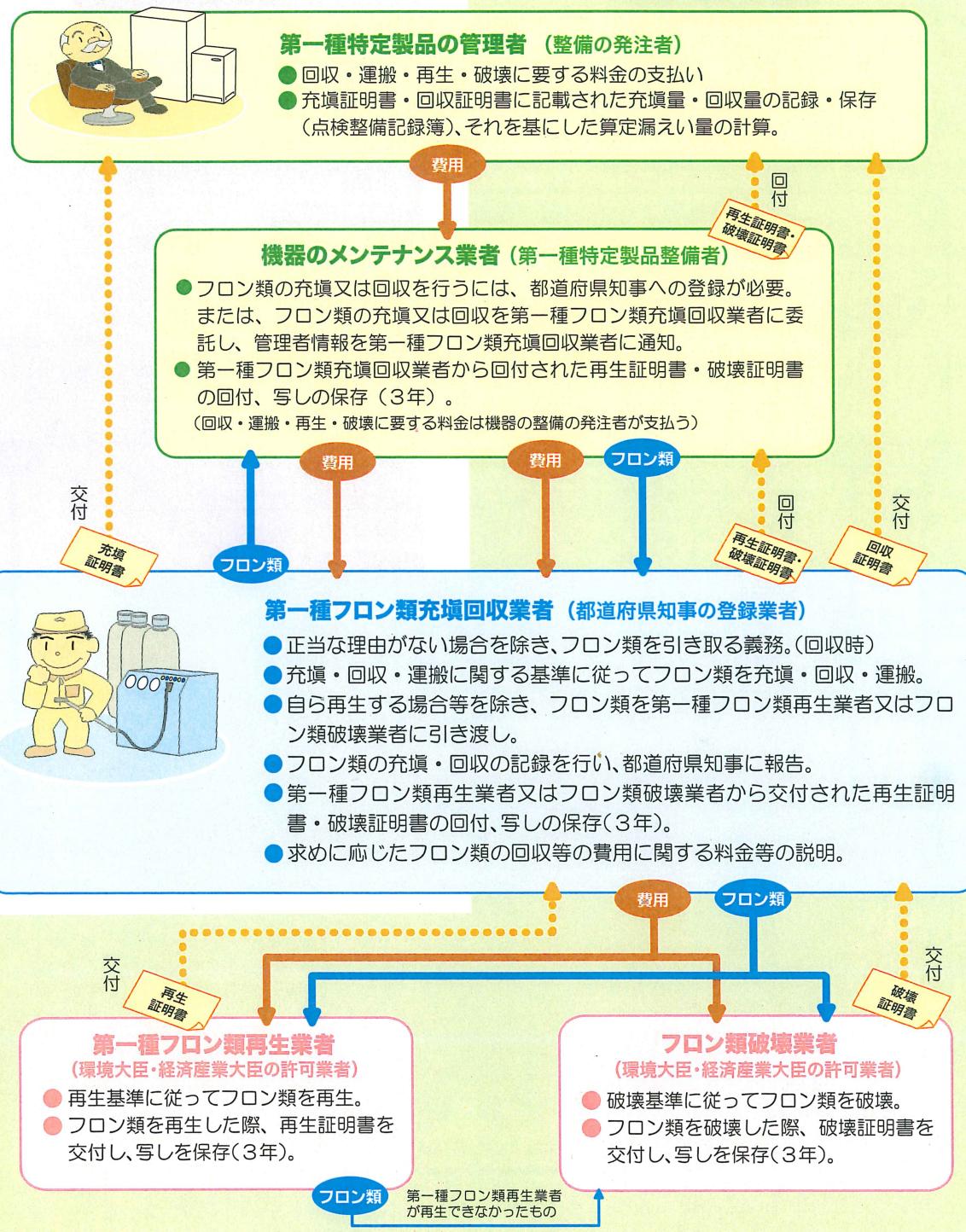


# フロン類の充填、回収、再生、破壊

## 整備時

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の整備時におけるフロン類の充填・回収は、第一種フロン類充填回収業者に委託することが必要です。第一種フロン類充填回収業者からは、フロン類算定漏えい量の算定に必要となる充填・回収証明書が発行されます。（情報処理センターを活用する場合は充填・回収情報の登録が行われます。）

### 充填を行う場合



### 情報処理センターの活用について

- 第一種フロン類充填回収業者は、充填証明書・回収証明書発行に代えて、情報処理センターに充填・回収情報を登録する事が可能です。（その情報は管理者に電子的に通知されます。）
- これにより、管理者には充填量・回収量を電子的に管理できるというメリットがあります。

# ● フロン類の充填、回収、再生、破壊

## 廃棄時等

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の廃棄時等(廃棄・原材料又は製品の一部としての譲渡)におけるフロン類の回収は、第一種フロン類充填回収業者に引き渡す又は引渡しを委託することが必要です。引渡し又は引渡しの委託の際、第一種特定製品廃棄等実施者は回収依頼書又は委託確認書を交付することが必要です。第一種フロン類充填回収業者に引き渡された後には引取証明書が第一種特定製品廃棄等実施者に交付されます。

